



いよいよ3月31日に新「東北町」が誕生します。  
輝かしい2町の歴史に幕を閉じ、新たな歴史が刻まれていきます。

### 新東北町誕生に伴う 合併協議会の解散にあたって



上北町・東北町合併協議会  
会長 竹内 亮一 (現上北町長)

上北町と東北町の合併について協議を行ってまいりました「上北町・東北町合併協議会」が新「東北町」誕生に伴い、平成17年3月30日をもってその役割を終えることとなります。

顧みますと、平成16年4月1日に法定合併協議会を設置して以来、約1年が経過いたしました。この間、協議会においては49の協定項目について協議を重ね、合併協定調印式、両町議会による合併関連議案の可決を経て、平成16年12月16日、青森県知事から両町長に市町村廃置分合に関する決定書が交付されました。

平成17年1月18日、総務大臣告示により、法律に基づいた全ての手続きが完了し、平成17年3月31日をもって、正式に「東北町」が誕生することになりました。

合併という頂点への道のりは、厳しい困難なものでしたが、信用、信頼、信義のもと、揺るぎない信頼関係が築かれてきたからこそ、合併調印ができたと思っております。

この間協議にあたっては、あくまでも公平に、そして時にはお互いの譲り合いの精神をもち、豊かな個性のあるキラリと光る活力のある町を目指して、慎重に協議を重ね、晴れの日を迎えることができました。

両町の合併にご尽力をいただいた、合併協議会委員の方々をはじめ、関係各位並びに温かいご理解をいただいた住民の皆様には、心からお礼を申し上げますとともに、合併への「産みの苦しみ」が3月31日以降は、新町建設計画の基本理念である「活力と交流」「やさしさとぬくもり」「協働と自立」の町づくり推進の糧となるよう切に願うものであります。

最後になりましたが、住民の皆様には、新たに誕生する新「東北町」の行政に対する深いご理解とご協力をお願いいたしまして、本協議会の解散のごあいさつといたします。

### 新町職務執行者に 向井榮一現東北町長



町長職務執行者  
向井 榮一 (現東北町長)  
任期 平成17年3月31日～  
町長選挙の日

上北町と東北町の合併により、新「東北町」が誕生します。

青森県の東部、上北地方のほぼ中央にあって、県東部に空の玄関である三沢空港、上十三地域の中心都市である十和田市に近接しているほか、県都青森市、県南の拠点都市八戸からも約40km圏に位置し、地理的に恵まれております。

また両町は、共に長い歴史と文化・個性をもっておりますが、お互いの足りないところを補完しあう、夢と希望のある町の誕生になるものと確信しています。

先の竹内上北町長との協議の結果、私が新東北町の町長職務執行者に就任することになりました。

選挙において新町長が選任されるまでのわずかな期間であります。新東北町政が滞りなくスタートできますよう、誠意と熱意を持って、町長職務の執行に取り組んで参りたいと考えております。

新生「東北町」の飛躍と発展に向けて、住民の皆様のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

### 水道料金 (担当課：水道課)

・旧 2 町の料金となります。合併後 4 年目に調整・統一します。

料 金 区 分	旧上北町			旧東北町		
	基本料 (1ヶ月)		超過料金	基本料 (1ヶ月)		超過料金
	使用水量 (m <sup>3</sup> )	料 金 (円)	1 m <sup>3</sup> 増す ごとに (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	料 金 (円)	1 m <sup>3</sup> 増す ごとに (円)
一般用	1 0	1, 5 7 5	1 3 6	1 0	1, 3 6 5	1 1 5
営業用	1 0	2, 3 1 0	1 6 8	1 0	1, 3 6 5	1 3 6
団体用	2 0	3, 2 5 5	1 6 8	2 0	1. 3 6 5	1 2 6
浴場・営業用	2 0 0	1 3, 6 5 0	1 3 6	2 0 0	1 0, 5 0 0	1 1 5
工業用	1 0 0	1 2, 2 8 5	1 6 8	1 0 0	1 3, 0 2 0	1 3 6
共有				1 0	1, 3 6 5	1 1 5
臨時用				1	1 8 9	1 8 9

### 下水道料金 (担当課：下水道課)

- ・受益者負担 旧上北町は現状のまま負担あり (130,000円)  
旧東北町はなし  
合併後 4 年目に調整・統一します。
- ・使用料 基本使用料10m<sup>3</sup>まで 1, 2 6 0 円 (税込み)  
超過使用料 1 m<sup>3</sup>につき 1 2 6 円 (税込み)
- ・奨励金 旧上北町は現状のまま奨励金あり (60,000円)  
旧東北町はなし  
合併後 4 年後に調整・統一します。
- ・合併処理浄化槽補助金額
 

5 人槽	3 7 5, 0 0 0 円
6 ~ 7 人槽	4 3 8, 0 0 0 円
8 ~ 10 人槽	5 5 5, 0 0 0 円



### 保育料 (担当課：福祉課)

17年度の保育料は、次のとおりです。

国の 基準	世帯の階層区分		保育料 (月額)		
	町の 区分	定 義	3 歳未満児 の 場 合	3 歳以上児 の 場 合	
1	A	生活保護世帯	0円	0円	
2	B	非課税世帯	7,000円	4,000円	
3	C 1 C 2 C 3	前年分の市町村民税の 区分 但し、特別減税前の額	均等割額のみ の世帯	13,500円	10,500円
		所得割額のある世帯 (5,000円未満)	15,500円	12,500円	
		所得割額のある世帯 (5,000円以上)	17,500円	14,500円	
4	D 1	64,000円未満	20,000円	17,000円	
5	D 2 D 3 D 4	今年の所得税額の区分 但し、特別減税前の額	64,000円以上 80,000円未満	23,000円	19,000円
		80,000円以上 120,000円未満	25,000円	22,000円	
		120,000円以上 160,000円未満	27,000円	24,000円	
6	D 5	160,000円以上	28,000円	25,000円	
7					

### ☐座振替 税金等の支払を口座振替にできます。

下記の取扱金融機関窓口にて東北町預貯金口座振替 (自動振込) 依頼書を用意してあります。通帳と届出印を持参のうえ、希望する取扱金融機関で手続きをしてください。

#### 【取扱金融機関】

青森銀行、みちのく銀行 (七戸支店・野辺地支店)、青森信用金庫 (上北町支店・七戸支店)、十和田信用金庫 (東北町支店・野辺地支店)、八甲田農業協同組合 (本店・七戸支店)、とうほく天間農業協同組合 (本所・六ヶ所支所・天間林支所)、野辺地町農業協同組合、らくのう青森農業協同組合、上北町郵便局、乙供郵便局

# 新東北町の制度が次のようになります。

## 議会議員

- ・両町の議会議員は、平成18年9月30日まで引き続き新町の議会議員として在任します。
- ・在任特例後の議会議員の定数は、16人です。
- ・在任特例適用後の最初に行われる選挙につき、旧町の区域をもって選挙区を設け、各選挙区の選挙すべき議員の定数は、旧上北町8人、旧東北町8人となります。

## 税金 (担当課：税務課)

- ・個人町民税
 

均等割	3,000円
所得割	現行と同じ
- ・法人町民税
 

均等割	現行と同じ
所得割	12.3% (標準税率)
- ・固定資産税
 

税率	現行と同じ
----	-------
- ・軽自動車税
 

税率	現行と同じ
納期	4月1日～4月30日
- ・入湯税
 

税率	1人1日150円
----	----------

 (共同浴場、一般公衆浴場は免除)

## 国民健康保険 (担当課：町民課)

- ・税率 平成18年度から統一になります。それまでは旧2町の制度の税率です。
- ・納期 8期の納期となります。
- ・出産一時金 300,000円
- ・葬祭費 30,000円

## 介護保険 (担当課：福祉課)

- ・保険料 平成18年度から統一になります。それまでは旧2町の制度の保険料です。
- ・17年度基準額
 

旧上北町	4,700円	旧東北町	4,550円
------	--------	------	--------

## 各種福祉制度 (担当課：福祉課)

- ・敬老年金 廃止になります。(旧上北町)
- ・高齢者祝い金
 

77歳	20,000円
88歳	100,000円
100歳	300,000円
101歳以上	100,000円

 ただし、旧上北町の78歳以上81歳以下の人には、平成17年度に限り20,000円を支給します。
- ・デイサービスセンター
 

利用料	600円
-----	------
- ・配食サービス
 

利用料	200円
-----	------
- ・敬老会 17年度、18年度は旧2町の従来のやり方で実施します。

## 奨学金 (担当課：学務課)

- ・貸付金
 

大学(4年制)月額	50,000円以内
大学(4年制)入学一時金	300,000円以内
- ・償還 卒業月の1年後から10年以内

## 行政連絡員 (担当課：総務課)

- ・任期 1年間
- ・人数 108名
- ・補助員 572名
- ・手当額 行政連絡員
 

基本額(1町内)	30,000円
世帯割(1世帯)	430円

 補助員
 

世帯割(1世帯)	430円
----------	------
- ・配布物 行政連絡員を通じ、町広報紙、配布物等を配布します。(月2回)

## 放牧料金 (担当課：農林水産課)

- ・旧2町の料金となります。合併後1年をめぐりに調整・統一します。

## 協議会からのお知らせ

平成17年3月30日をもちまして、上北町・東北町合併協議会は廃止となります。

いろいろとご支援・ご協力いただきありがとうございました。

合併等に関するお問い合わせは、新東北町役場企画課が担当します。

東北町役場本庁舎 2 F 企画課

Tel 0 1 7 6 - 5 6 - 3 1 1 1

・合併協議会ホームページ

新東北町ホームページ（3月31日公開予定）からご覧になれます。

<http://www.thk.net.pref.aomori.jp/>

・新町ガイドブック（各世帯に配布済）に行政組織、各業務内容を掲載しておりますのでご覧ください。

## 編集・発行

上北町・東北町合併協議会事務局

〒039-2492

青森県上北郡上北町中央南四丁目32-484  
（上北町役場内）

TEL

0176-

56-3111

FAX

0176-

56-3110



## あとがき

今年は記録的な大雪で、雪解けが遅いと言われていますが、いつまでも雪に埋もれているわけにはいきません。春の新たなスタートに出遅れないように準備しておきましょう。

また春から、上北町、東北町が一つになり、新東北町として、歴史的な大きな一歩を踏み出します。

二歩目からは小さくなくても、新東北町にふさわしい歩みをするために、みんなで一つになり進んでいきましょう。

今回の協議会だよりをもって最終号となります。短い間でしたが、ご愛読ありがとうございました。

また、協議会事務局員は春から新町の各組織に配属となりました。

今後ともよろしくお祈りします。

## 上北町・東北町合併までの主な歩み

年月日	内 容
S33.9.1	上北町が町制施行（浦野館村から）
S38.11.1	東北町が町制施行（甲地村から）
H16.3.30	2町で法定協議会設置議案を可決
H16.4.1	上北町・東北町合併協議会設置
H16.4.21	第1回合併協議会開催
H16.5.19	第2回合併協議会開催
H16.6.4	第3回合併協議会開催
H16.7.23	第4回合併協議会開催
H16.8.20	第5回合併協議会開催
H16.9.16	第6回合併協議会開催
H16.9.24	第7回合併協議会開催
H16.10.8	第8回合併協議会開催
H16.10.20	第9回合併協議会開催
H16.10.21	第10回合併協議会開催
H16.10.25	第11回合併協議会開催
H16.10.30	第12回合併協議会開催
H16.11.1	上北町・東北町合併協定調印式
H16.11.5	県知事へ合併申請書を提出
H16.12.16	県知事から廃置分合決定書が交付
H16.12.16	県知事から総務大臣へ届出
H17.1.18	総務大臣より官報告示
H17.1.24	第13回合併協議会開催
H17.3.17	第14回合併協議会開催
H17.3.30	上北町・東北町合併協議会解散
H17.3.31	新「東北町」誕生